

ヘルストピア延岡健康増進業務委託事業者選定プロポーザル
仕様書

令和4年7月

株式会社ヘルストピア延岡 営業課

1. 契約に関する条件

(1) 契約方法

健康づくり業務の一部を外部委託（再委託）するものとする。

(2) 委託業務の主な実施場所

ヘルストピア延岡 2階空きスペース（旧キッズルーム）

※別紙1「2階空きスペース位置図」参照

(3) 委託業務実施場所の面積

244.13 m²

(4) 使用用途

市民の体力づくり、介護予防を図ること

※ 例：フィットネス機器導入、健康教室、健康体操の開講、併設するプールやスタジオを利用した健康づくりの取り組み 等

(5) 契約期間

契約期間は3年間とする。なお、この期間には、委託業務の開始に伴う準備並びに終了に伴う原状復旧等に要する期間を含む。

(6) 契約期間の更新について

契約期間満了後の再契約は1年間とし、双方疑義がない場合は以降も自動更新される。

(7) 営業許諾料

営業許諾料は、下記の金額を営業許諾料の最低金額とし、**最低金額以上の額で提案すること**。受託事業者決定後は、提案した金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を月額営業許諾料として契約するものとする。

月額営業許諾料の最低金額 : 50,000 円（税抜）

※ 営業許諾料は、(株)ヘルストピア延岡の支払条件に従い、翌月初めに請求書を提出した後、同月末までに納入すること。振込手数料は出店者側負担とする。

※ 月額営業許諾料の見積金額が最低金額（50,000 円）を下回った場合、プロポーザルへの参加資格を喪失することになるため、十分注意すること。

(8) 参考

ヘルストピア延岡の会員数 : 2021 人

男性会員 62.05% 女性会員 37.93%

〔 10代～60代男性会員 33.95% 10代～60代女性会員 15.24% 〕
〔 70代以上男性会員 28.10% 70代以上女性会員 22.69% 〕

（令和4年6月28日現在）

2. 経費について

委託業務で発生する光熱費（冷暖房、照明、音響、スポーツ機器使用による電気料）は、営業許諾料の中に組み込むものとする。ただし、社会情勢の変化により電気料金等が高騰した場合、当社が算出した空きスペース分の光熱費を徴収する場合がある。

3. 委託業務に関する条件等

(1) 営業日・営業時間

営業日については基本ヘルストピア延岡の休館日（毎週月曜日と保守点検日を含む）以外の営業時間内に行うものとする。ただし、営業日以外の運営についてはヘルストピアの業務やイベント等との調整が必要なことから、(株)ヘルストピア延岡と協議のうえ決定するものとする。

営業時間は、午前10時から午後9時までの間で、受託事業者の企画提案により設定するものとする。ただし、ヘルストピア延岡の営業時間が延長された場合は延長時間までの営業にも対応できるものとする。

新型コロナウイルスの感染拡大等により施設を所管する延岡市から「公共施設の在り方等」の指示によって、ヘルストピア延岡が臨時休館となる場合は受託事業者も臨時休業を受け入れるものとする。同様に、地域限定（たとえば宮崎県民限定や延岡市民限定）の利用となった場合はそれらの指示に従い、また、営業時間短縮の指示の場合もヘルストピア延岡の時短内の営業とする。

※ ヘルストピア休館日：毎週月曜日（月曜日祝日の場合は翌日、連休が続く5月、9月時は、連休後最初の平日が休館日となる） 保守休館日（2月中旬の約10日間）

(2) 委託業務利用者の会員価格設定等

- ・ 委託業務を利用する方（以下「業務利用者」という）が受託事業者に支払う入会金や年会費、月会費、その他の料金（登録料、体験料）等（以下「利用料金」という。）については、他の類似事業（フィットネスクラブ等）の料金を参考にしながら、受託事業者が定めることとする。
- ・ 料金設定にあたっては、利用料金の他、ヘルストピア延岡の利用料金（入館料）が必要となることを考慮すること。

※ 委託業務のみを利用する方であっても、ヘルストピア延岡の利用料（入館料）【一般大人料金の場合520円】を(株)ヘルストピア延岡に支払う必要があります。

(3) 会員増強策等

業務利用者増強策は、受託事業者の自助努力で行うものとする。利用者の年代層や施設別の利用内訳（お風呂、プール別）等、要望があればヘルストピアの情報提供は行うが、個人情報についての提供はできない。

(4) 健康づくりの貢献

介護予防や生活習慣病の予防については、本市が進める予防策やトレーニング機器以外に健康教室、健康体操等を積極的に取り入れることとする。

一方、女性や若い世代の利用層にもターゲットを当て、気軽に利用できる施設を目指し、運動不足の解消や健康的にダイエットできる等、他店と差別化できる運営に努めること。

(5) プール及び健康スタジオの利用

委託業務の実施にあたっては、空きスペース以外に、プール施設や4階健康スタジオの施設を運用し、水中健康教室や健康体操、健康教室、ダンス、エアロビクス、ヨガ等の講座も組み込み、幅広い年代層が気軽に使用できるようヘルストピア延岡の施設を生かした積極的な営業を行うことも可能とする。

(6) 安全管理

スポーツ運動機器（以下「マシン」という。）を使用の際は、必ずトレーナー等の指導の下、機器の使用を許可すること。重量のあるマシン等を導入する場合は、床の耐荷重を超えないものを設置すること。

リハビリ中や体に障がいのある方が機能回復を目的に使用する場合は特に気を配り、トレーナーはその補助（介助）に努めること。

マシン等に接続されるコードやコンセントは使用者の触れるような場所にはセットしないこと。また、メンテナンスを定期的に行いコンセント付近に埃などがつかないよう清潔に保っておくこと。

(7) 営業許可の申請

関連法規の関係で行政に許可が必要な場合の営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて運営事業者の責任において行うこと。

(8) 衛生管理

室内で食べ物等は取らないこと（全館食べ物の持ち込みは禁止）。飲み物については決められた飲料以外のものは指定場所以外に取らないこと。

(9) マシン等の搬入口・搬入方法

マシン等の搬入を行う際は、ヘルストピア延岡1階（玄関前）よりエレベーターを利用することができるものとする。可能な限り開館前の午前10時までの短時間で作業を行い、作業終了後は速やかに出庫すること。重量や長さ制限からエレベーターで搬入できない大型のものは、2階空きスペース北側壁の扉より搬入は行えるが、搬入にあたってはクレーン車等の特別車両を要することから、周囲の安全に十分注意して行うこと。

(10) 営業状況の報告

受託事業者は、ひと月の利用者及び入会者等を毎月報告し毎年度終了後、速やかに収支実績を含む事業報告書を作成し、(株)ヘルストピア延岡に提出すること。

定期報告以外に、(株)ヘルストピア延岡から収支等の報告を求められた場合、運営事業者はその求めに応じなければならないものとする。また、委託業務における利用者からの苦情や事故等が発生した場合には、速やかに(株)ヘルストピア延岡に報告すること。

(11) 張り紙、看板等の表示又は掲出

(株)ヘルストピア延岡が許可した場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出は原則不可とする。また、許可した場合であっても、張り紙、看板等のデザインについて、事前に(株)ヘルストピア延岡と協議を行うこと。

(12) 禁煙

館内は飲食部門の一部スペース以外すべて禁煙とする。

(13) 非常時・災害時における協力

非常時・災害時には、(株)ヘルストピア延岡と連携し、ヘルストピア延岡の活動等に協力すること。

(14) 店舗

① 店舗の設備

店舗の設備については、別紙3「ヘルストピア延岡健康増進業務委託における店舗配置図リスト」のとおりとする。

② 店舗の改修及び修繕

受託事業者は、店舗の改修工事、大規模修繕など原形を変更する行為を行うときは、事前に(株)ヘルストピア延岡及び延岡市に申請し、(株)ヘルストピア延岡及び延岡市にと協議して承認を得ること。この場合において、費用は全て受託事業者が負担するものとする。なお、当初から店舗の改修を計画している場合には、企画提案書(様式第5号-1)に内容を記載すること。

③ 有益費等の請求権の放棄

受託事業者は、営業許諾物件に投じた改良等のための有益費及び修繕費等一切の費用を(株)ヘルストピア延岡及び延岡市に請求することはできない。

(15) 新型コロナウイルス等の感染症対策

宮崎県や各業界団体が示す新型コロナウイルス等の感染症対策の指針・ガイドラインを参考に、感染症対策を十分に講じ、利用者の安全の確保に努めること。

(16) その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、(株)ヘルストピア延岡と

受託事業者とで協議し、決定することとする。

4. 使用上の制限

- (1) 受託事業者は、営業許諾物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
- (2) 受託事業者は、営業許諾物件を本委託業務の実施以外の用途に供してはならない。
- (3) 上記(1)の規定による維持管理のため通常必要とする修繕費その他の経費は、受託事業者の負担とする。
- (4) 受託事業者は、営業許諾物件に関する権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、もしくは名義貸し等をしてはならない。

5. 契約の解除又は変更

㈱ヘルストピア延岡は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除し、又は変更することができる。この場合において、受託事業者に損害又は損失が生じても、㈱ヘルストピア延岡は、その賠償又は補償の責めを負わない。

- (1) ㈱ヘルストピア延岡が営業許諾物件を必要とするとき
なお、この場合、㈱ヘルストピア延岡は受託事業者に解除の3か月前に通知するものとする。
- (2) 受託事業者が営業許諾料を納付しないとき
- (3) 本仕様書及び契約条項に違反したとき
- (4) 実施要領5に定める参加資格を満たさなくなったとき
- (5) 参加資格の詐称その他不正な手段により契約を締結したとき
- (6) 休業状態が1ヶ月間継続しているとき
- (7) 公募時に受託事業者が提出した企画提案書の内容と著しく異なる運営が行なわれていると認められるとき。

6. 原状回復及び返還

契約が解除されたとき又は営業許諾期間が満了したときは、受託事業者は、自己の費用で営業許諾物件を原状に回復し、㈱ヘルストピア延岡が指定する期日までに返還しなければならない。ただし、㈱ヘルストピア延岡が特に承認したときは、この限りではない。

なお、受託事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、㈱ヘルストピア延岡が原状回復のための処置を行い、その費用は受託事業者の負担とする。この場合において、受託事業者は、何ら異議を申し立てることができない。

7. 損害賠償

受託事業者が営業許諾物件の使用にあたり、㈱ヘルストピア延岡又は第三者に損害を与

えたときは、すべて受託事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。また、受託事業者がその責めに帰する理由により、営業許諾物件の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を㈱ヘルストピア延岡に支払わなければならない。ただし、受託事業者が自己の費用で営業許諾物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

別紙2 ヘルストピア延岡健康増進業務委託における経費負担区分表

No.	項目	備考	区分	
			株ヘル ストピ ア延岡	事業者
1	光熱水費	委託事業運営に必要な電気、上下水道使用料（新設の場合は工事、使用料事業者負担）	○	
2	空調費	委託事業実施場所の空調費	○	
3	ジム店舗の改装、補修、維持費	原則として運営事業者の負担		○
		事業者に瑕疵がある場合や改良のため施設を修繕する場合等		○
4	ジム内購入費及び補充費	委託事業実施場所の備品		○
5	ジム店舗内装飾費	植栽、BGM等		○
6	ジム店舗事務用品・什器類購入費			○
7	業務用電話設置費	株ヘルストピア延岡との協議を要する		○
8	外線使用料			○
9	内線電話設置		○	
10	ジム店舗内定期清掃費	床、壁、窓等の定期清掃費		○
11	精算システムの購入費	レジ、発券機等の購入費		○
12	精算システムに関する維持管理費	精算システムの保守メンテナンス費用等		○
13	塵芥処理費			○
14	施設・設備・営業許諾物件に係る公租公課	固定資産税等の公租公課等	○	
15	店舗ジムの運営に係る保険料	委託事業の運営上で発生した火災等に対応するための保険料等		○
16	その他諸経費	消耗品費、広告宣伝費、従業員に関する費用等		○